二　租税特別措置　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第一号に規定する租税特別措置をいう。

三　適用額　各税負担軽減措置等の適用を受けた者がその適用を受けたことにより増加し、又は減少した税額、所得の金額その他これらに準ずる金額をいう。

四　適用実態調査　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第九号に規定する適用実態調査をいう。

五　適用実態調査情報　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第六条第一項に規定する適用実態調査情報をいう。

（地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書の作成及び提出）

第七百五十八条　総務大臣は、毎年度、次に掲げる事項を記載した報告書を作成しなければならない。

一　税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額

二　適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置（所得税又は法人税に係るもので財務大臣が適用実態調査を実施したものに限る。次号及び次条において同じ。）ごとの道府県民税、事業税又は市町村民税への影響額

三　その他税負担軽減措置等の適用の状況及び租税特別措置の道府県民税、事業税又は市町村民税への影響の状況の透明化を図るために必要な事項

2　総務大臣は、前項の規定により作成した報告書を国会に提出しなければならない。この場合において、当該報告書は、作成した年度に開会される国会の常会に提出することを常例とする。

（適用実態調査情報の利用等）

第七百五十九条　総務大臣は、前条第一項の報告書を作成するに当たり、税負担軽減措置等の適用の実態及び租税特別措置の道府県民税、事業税又は市町村民税への影響の実態を把握するため必要があるときは、財務大臣に対し、適用実態調査情報その他参考となるべき資料又は情報（以下この条において「適用実態調査情報等」という。）の提供を求めることができる。

2　財務大臣は、総務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、適用実態調査情報等を提供するものとする。

3　前二項の規定により適用実態調査情報等の提供を受けた総務大臣は、適用実態調査情報等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

4　第一項及び第二項の規定により適用実態調査情報等の提供を受けた総務大臣は、前条第一項の報告書を作成する目的以外の目的のために、当該適用実態調査情報等を自ら利用し、又は提供してはならない。

（総務省令への委任）

第七百六十条　前三条に定めるもののほか、第七百五十八条第一項の報告書の作成方法その他この章の規定を実施するために必要な事項は、総務省令で定める。

附則第三条の二の四第三項中「係るもの及び」を「、係るもの及び」に改め、「、同法第九十四条第三号中「係るものを」とあるのは「係るもの並びに同法附則第三条の二の四第一項又は第二項の規定によるものを」と」を削る。

附則第四条第一項第一号及び第四条の二第一項第一号中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改める。

附則第五条の四第一項第二号ロ中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同号ハ中「及び」を「並びに」に改め、「租税特別措置法第十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「から」を「及び第十条の二の二から」に、「第十条の六」を「第十条の七」に改め、同条第六項第二号ロ中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同号ハ中「及び」を「並びに」に改め、「租税特別措置法第十条」の下に「（同法第十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「から」を「及び第十条の二の二から」に、「第十条の六」を「第十条の七」に改める。

附則第八条第二項中「第五十三条第六項、第十一項、第十五項及び第十九項」を「第五十三条第五項、第九項、第十二項及び第十五項」に、「第三百二十一条の八第六項、第十一項、第十五項及び第十九項」を「第三百二十一条の八第五項、第九項、第十二項及び第十五項」に改め、同条第三項中「第二条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に改め、同条第五項中「第五十三条第六項又は第三百二十一条の八第六項」を「第五十三条第五項又は第三百二十一条の八第五項」に、「第五十三条第七項第一号及び第三百二十一条の八第七項第一号」を「第五十三条第六項第一号及び第三百二十一条の八第六項第一号」に改める。

附則第八条の二第一項中「第十二項又は」を「第十二項、」に改め、「第六十八条の十五第六項若しくは第七項」の下に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第百十条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五第五項」を加え、「又は第六十八条の十四第五項」に、「若しくは第六十八条の十五第五項」を「若しくは第六十八条の十四第五項」に改め、同条第二項中「第十二項若しくは」を「第十二項、」に、「第四十二条の十一第六項若しくは第七項又は」を「第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項又は」に、「第五十三条第六項、第十一項、第十五項及び第十九項並びに第三百二十一条の八第六項、第十一項、第十五項及び第十九項」を「第五十三条第五項、第九項、第十二項及び第十五項並びに第三百二十一条の八第五項、第九項、第十二項及び第十五項」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、「第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、」の下に「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、」を加え、同条第三項中「第五十三条第三十項及び第四十項から第四十四項まで」を「第五十三条第二十五項及び第三十五項から第三十九項まで」に、「第三百二十一条の八第三十項及び第三十六項から第四十項まで」を「第三百二十一条の八第二十五項及び第三十一項から第三十五項まで」に、「第五十三条第四十項」を「第五十三条第三十五項」に、「第三百二十一条の八第三十六項」を「第三百二十一条の八第三十一項」に、「第百三十四条の二第一項」を「第百三十五条第一項」に改める。

附則第九条第一項及び第二項中「連結個別資本金等の額」の下に「と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」を加え、同条第四項を削り、同条第五項中「第七十二条の二十一第三項」を「第七十二条の二十一第五項」に、「第八項」を「第七項」に、「第七十二条の二十一第四項」を「第七十二条の二十一第六項」に、「附則第九条第五項」を「附則第九条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第七十二条の二十一第四項」を「第七十二条の二十一第六項」に、「附則第九条第六項」を「附則第九条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第七十二条の二十一第四項」を「第七十二条の二十一第六項」に、「附則第九条第七項」を「附則第九条第六項」に改め、同項を同条第六